

養護老人ホーム等指定管理者募集要項

西ノ島町（以下「町」という。）が設置している、①養護老人ホームみゆき荘並びに②みゆき荘デイサービスセンター（以下「指定施設」という。）について、西ノ島町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき、指定施設の設置目的を効果的に達成することができる指定管理者を募集します。

※注意事項

介護保険制度の改正等により、本募集要項の中で示している指定施設の運営条件の一部（利用者負担金・指定管理者の収入等）が変更になることがありますので、あらかじめ御了承の上、ご応募をお願いします。

1. 指定施設の概要

- | | | | | | |
|----------|---------------------------------|-----------|-----|----|-------------------------|
| (1) 名称 | ①養護老人ホームみゆき荘
②みゆき荘デイサービスセンター | | | | |
| (2) 所在地 | 島根県隠岐郡西ノ島町大字美田 3078 番地 19 | | | | |
| (3) 土地面積 | 5,838.83 m ² | | | | |
| 建物 | 本棟 | 鉄筋コンクリート造 | 2階建 | 瓦葺 | 2,462.09 m ² |
| | 倉庫棟 | 鉄骨造 | 平屋建 | | 44.65 m ² |
| | 車庫棟 | 鉄骨造 | 平屋建 | | 64.59 m ² |
| | 計 | | | | 2,571.33 m ² |
| 工作物 | 門、柵、塀、バス待合所、自転車置場 | | | | |

2. 管理運営に関する基本事項

(1) 定員数

- ①指定施設 養護老人ホームみゆき荘 **50人**
訪問介護（外部サービス利用型）事業を併せて実施
老人短期入所生活介護事業（4人）を併せて実施
- ②指定施設 みゆき荘デイサービスセンター **20人**

(2) 職員及び職員数

指定施設は、「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（昭和41年7月1日厚生省令第19号）及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）の規定以上を配置して下さい。

(3) 利用者負担金

- ①の養護老人ホームについては、老人保護措置費の算出によります。
- ①の老人短期入所施設及び訪問介護、②の指定施設については
 - 利用料金＝介護保険の自己負担分とします。
 - 実費＝食費等利用者負担があります。

(4) 指定管理者の収入

- ①の養護老人ホームの収入は、町から老人保護措置費として支払います。

2. ①の老人短期入所施設及び訪問介護、②指定施設の収入は、介護保険の保険給付として行う事業であることから、介護報酬及び利用者負担金の両方を指定管理者の収入とします。

(5) 物品の貸与

2019年3月31日まで指定施設の管理を受託している法人に対し、町が無償貸与している物品については、引き続き指定管理者に無償貸与します。その他の物品については指定管理者の負担とします。

(6) 法令の遵守

老人福祉法、介護保険法、地方自治法その他の関係法令、①指定施設設置及び管理条例（平成8年町条例第37号）、②指定施設設置及び管理条例（平成8年町条例第38号）、情報公開条例（平成17年町条例第37号）、個人情報保護条例（平成17年町条例第36号）、町施行規則、協定書等を遵守することとします。

(7) 事業計画書等

指定管理者は、毎年度事業開始前に事業計画書を、事業終了後30日以内に事業実績報告書等提出することとします。

3. 業務の概要

(1) ①指定施設は老人福祉法第20条の3及び20条の4及び介護保険法第8条第11項に規定する事業、②指定施設は第20条の2の2に規定する事業を実施していただきます。

(2) 指定施設の維持管理に係る業務を実施していただきます。

4. 管理運営に関する特記事項

①指定施設並びに②指定施設の両方を一括して指定管理とします。

5. 指定期間

指定期間は、2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間とします。

6. 指定管理料

指定管理料は、毎会計年度ごとに4期に分けて支払います。

7. 申請の資格

申請の資格は、次の各号に掲げる条件に該当する事業者とします。

- (1) 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設を運営している法人であること。
- (2) 申請者の構成員は、他の申請者の構成員でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4の規定に該当する者。
- (4) 法人又は代表者が指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続きをしていない法人等であること。

- (6) 租税公課を滞納していないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員ではなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人その他団体であること。
- (8) 選定委員会委員が役員を務める団体でないこと。

8. 申請の手続き

指定管理者の指定を受けようとする場合は、町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条（平成8年町条例第37号）及び同施行規則第3条（平成17年西ノ島町規則第9号）に規定する書類を添えて申請してください。

- ① 公の施設に係る指定管理者申込書・・・様式1号
- ② 定款又は寄付行為に写し及び登記簿の謄本（法人以外の団体にあつては、会則等）
- ③ 当該団体の経営状況を説明する書類
 - ・当該団体の前事業年度の収支（損益）計算書、貸借対照表及び財産目録
 - ・当該団体の現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書
- ④ 当該団体の業務内容を説明する書類
- ⑤ 申込資格申立書・・・様式2号
- ⑥ 国税及び地方税の納税証明書（募集要綱配布開始日以降に交付されたもの）

(1) 提出場所

- ①住 所＝西ノ島町大字浦郷544番地15
- ②担当部署＝西ノ島町健康福祉課
- ③電話番号＝08514-6-1182（直通）

(2) 提出方法

持参してください。

(3) 提出期限

2018年10月31日午後5時までとします。

●受付期間は**2018年**10月1日からで、受付時間は午前9時から午後5時までです。

(4) 申請の留意事項

- ①提出された申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、町は指定候補者の選定の公表等必要な場合、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。また、町は申請書類の内容及び指定候補者の選定結果を公表しますが、申請者はこれに対して異議を申し立てることはできないものとします。なお、申請書類は返却致しません。
- ②必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。
- ③申請費用は、すべて申請者の負担です。
- ④受付期間後は、既に提出された書類の内容を変更することはできません。また、申請書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

9. 現地説明

申請者と協議し日時を決定します。

10. 指定候補者の選定等について

(1) 指定候補者の選定方法

事業計画書等の申請書類を基に、町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条、及び同施行規則第5条の規定に基づき設置された「町公の施設に係る指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、総合的に評価し、本事業に最も優れた申請者を選定します。ただし、評価の結果、適格者なしとする場合もあります。

(2) 選定基準

- ①指定施設の利用目的に沿った平等な利用が確保されること。
- ②事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるとともに、効率的な管理ができること。
- ③事業計画に沿った管理を行う能力を有していること。
- ④情報公開や個人情報の取り扱いを適正に行う体制が整備されていること。
- ⑤法令（条例含む。）の規定を遵守し、適正な管理ができること。
- ⑥施設を管理する上で必要な許認可を受けていること。（職員の資格）
- ⑦経費の節減に向けた継続的な取り組みが確保されていること。
- ⑧危機管理の対応を適切に行う体制が整備されていること。

(3) 事業計画の評価基準

以下の基準により評価します。

①申請者の経歴及び能力

申請者の資格、経験、業務実績等について評価します。

- 申請者の経歴、業務実績
- 施設を代表することになる予定者の資格、経歴、業務実績
- 業務担当予定者の人数及び体制

②計画内容の具体性

計画の的確性、現実性、独自性等について評価します。

- 募集要綱に示した業務が、計画の中に示されているか。
- 計画内容について、手法等が的確か。
- 計画内容について具体性があり、実現可能か。

③収支計画

- 見積もりが適切か。
- 経費の節減はあるか。
- 経費の節減方法に工夫と実効性があるか。

(4) 選定結果

- ①選定結果については、**2018年12月末**までに申請者すべてに文書で通知します。

11. 指定管理者の指定及び協定

- ①指定管理者の指定は、議会の議決を経て行います。ただし、申請書提出から議会の議決を経るまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認め

られる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。

②町議会で、議決されれば協定の詳細について協議のうえ、指定施設管理に関する協定を締結します。

12. 指定施設管理業務の準備

指定管理者に指定された後は、自己の責任及び負担について、**2019年**4月1日から円滑に指定施設の管理業務を遂行できるように、職員配置等の体制を整えてください。また、業務の引継ぎは随時行います。

13. 調査及び監査

町は、指定管理者の管理する指定施設の適正を期するために、指定管理者に対して、業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は指示をすることができます。指定管理者がこれに従わない場合、指定管理者の指定を取り消すことができます。

また、監査委員等が町の事務を監査するのに必要があると認める場合、指定管理者に対して出頭を求め、実地に調査し、又は帳簿類その他の記録の提出を求められる場合があります。

14. 指定期間満了以前の指定の取り消し

①町は指定管理者が上記13の指示に従わないとき、法令及び条例に違反したとき、その他指定管理者の責任に帰すべき理由により指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じることができます。

②上記①により指定管理者の指定が取り消され、又は業務停止となった場合、指定管理者に損害が生じても、町はその賠償の責めは負いません。

③指定管理者から指定取り消しの申し出があった場合には、取り消しの可否、損害賠償等必要な事項について双方で協議して対応を定めます。

15. 質疑及び回答

この要項に関する質疑及び回答は下記により行います。

① 質疑は、7.の有資格者で文書とします。

② 受付期間は**2018年10月1日（月）から2018年10月31日（水）**

午前9時から午後5時までとします。

③回答は質疑回答書として送付します。

質疑回答書は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。

16. 問合せ先

住 所 = 〒684-0211 西ノ島町大字浦郷544番地15

担当部署 = 西ノ島町健康福祉課

電話番号 = 08514-6-1182（直通）